

令和2年度「『国民の声』を聴く会」（第3回）議事要旨

1 日 時

令和2年11月16日（月）午前10時00分から午前11時15分まで

2 場 所

すみだ国際学習センター（以下「国際センター」という。）

3 出席者

- 国際センター
 - 浪江泰弘 指導主事（墨田区教育委員会事務局指導室）
 - 木下裕人 指導員
 - 五十嵐雪子 指導員
- 出入国在留管理庁
 - 稲垣外国人施策推進室長ほか

4 議 事

- (1) 出入国在留管理庁からの説明
- (2) 国際センターからの説明
- (3) 意見交換

5 資 料

- 1 外国人在留支援センター（FRES C / フレスク）の開所について
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策
- 3-1 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の主な施策
- 3-2 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要
- 3-3 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）（本文）
- 4 特定技能制度の運用状況について
- 5 墨田区における外国人児童・生徒支援の概要について
- 6 墨田区外国人児童・生徒等受入れの手引き（改訂版）

6 概 要

出入国在留管理庁から、議事（1）について説明を行い、国際センターから、議事（2）について、資料5及び6に基づき説明を行った。その後に行った、意見交換における国際センターの出席者の発言要旨は以下のとおり。

＜国際センターの取組＞

- 国際センターは、「外国人児童・生徒等学習支援拠点校」である墨田区立錦糸小学校に在籍中の小学生と墨田区立中学校に在籍中の中学生のうち、日本語の学習支援を必要とする生徒に対し、概ね2年間を目安に原則1対1のマツーマンで日本語初期指導を行っている。
- 墨田区に転入届を行った外国人生徒については、墨田区教育委員会事務局の職員が学習歴や生育歴についての聴き取りを行い、その結果、日本語初期指導が必要とされた者については、国際センターで面談を実施し、編入学が決定した後、同センターに通室する流れになっている。
- 国際センターは、墨田区独自の施策であり、2007年9月から約13年にわたり運営を続けており、現在、日本語指導員3名と登録制の有償ボランティアである支援員16名の計19名が在籍している。また、国際センターにおいて概ね2年間の初期指導が終了した生徒の教科学習の支援については、退職した教員や地域の有志で構成されたボランティア団体である外国人生徒学習の会（FSC=Foreign student Study Club）が国際センターと協力・連携を行い、学習支援を行っている。

＜国際センターに通室する生徒の傾向＞

- 現在、国際センターに在籍している生徒の国籍は、主に中国、フィリピン、タイの3か国である。
- 中国人の生徒については、福建省出身が多く、幼い頃は母国で生活をしている祖父母と一緒に暮らし、保護者の日本での生活が安定してきた頃に呼び寄せ、その後、日本の中学校に編入学するケースが多くみられる。
- 通室当初は、日本語を全く話すことが出来ない生徒であっても、2年間の日本語指導を行えば、ほとんどの生徒は、初級日本語を習得するレベルに達している。
- 同じ国籍の生徒であっても、地域によって元々の学習環境に差があり、学習内容の定着度を見極める必要がある。
- 出身国によって、カリキュラムが異なるため、同じ学年だとしても定着度に差が見られる。例として、中国は、日本と比べて英語や数学の授業の進度が早いいため、中国でしっかりと学習を積み上げている生徒については、日本に来て英語や数学で困るということはあまりない。
- 日本語が分からないから理解できていないのか、母語でも分からない単語だから理解できていないのかを見極めて学習指導を行う必要がある。特に母語でも単語自体の意味や概念を理解していない生徒が多いため、日本語を教える前に単語自体の意味や概念から教えないといけない。

- 例えば、日本に中学3年学齢の9月に編入してきた生徒については、時期的に高校入試に対応ができないため、2学年に編入して学習を行う生徒もいる。

＜国際センターに通室している生徒の進学について＞

- 都立高校の中には、「在京外国人生徒対象選抜」制度による特別枠を設けている高校が8校あり、1学年の定員に制限はあるが、入試は面接と作文のみで受検ができる制度となっている。
- 日本語学習が十分でない生徒については、定時制の高校に進学を決める生徒もいる。高校に進学したいという意思があれば、進学はできる体制であると思う。

＜国際センターと学校との連携について＞

- 国際センターでは、通室している生徒に関する情報を定期的に学校へ報告、助言を行うために学校訪問を行っている。また、指導室では、墨田区内の各小・中学校の「外国人児童・生徒指導担当」教員に対し、年間3回の研修会を実施し、外国人児童・生徒への理解や問題解決に努めている。
- 国際センターは、同センターに通室している生徒に対し、日本語初期指導を行うことを目的としているため、通室している生徒から日常生活を行う上で一般的な相談は受けているが、進路相談等の学校が所管する内容の相談については、学校の担任教員に相談するように生徒に案内している。
- 以前は、通室している生徒の保護者と直接やり取りを行っていたこともあるが、現在は、保護者との直接のやり取りは行わず、学校を通じてやり取りを行っている。学校とは、「連絡帳」等によるやり取りや学校訪問等で学習状況等の情報共有を丁寧に行うようにしている。
- 指導室は、学校が在籍している生徒や保護者に対して説明会や面談を行う際、学校側からの依頼を受けて、通訳者を派遣している。

＜国際センターが考える問題点や要望等＞

- 生徒に対し指導を行っているが、本人の在留期限が近づいてきているのではないかと思うことがあり、それを学校の担任教員に伝えたとしてもどう対処すればいいのか理解していないことが多い。学校で働く教員がどこに相談すればいいのか今よりも分かりやすくなってほしい。外国人生徒の在留に関する事情については、早急に対応していくことが大事だと思う。
- 例としては、学校の担任教員が、進路相談で「家族滞在」の在留資格を有する外国人生徒に就職を促す等、十分に在留資格の内容が理解出来ないケースを聴くことがある。学校の教員が今よりも入管制度についての知識を有

する必要はあると感じている。

- 有効な在留期間内に入管の手続をしている外国人生徒がほとんどだと思うが、学校や国際センターがその点を正確に把握することは難しい。外国人生徒全員が適正に入管の手続を行うことができる体制が大事だと思う。

(以上)